Biz安否確認/一斉通報 利用規約 【現改比較表】 2021年8月24日現在

~2021年8月26日

2021年8月27日~

第1条~3条(略)

第4条(定義)

(1)「本サービス」とは、当社が契約者に対し、本規約に基づき使用を許諾する次号に定める 設備を使用して、「Biz安否確認/一斉通報 サービス仕様書」に定める機能を提供する当社の 「Biz安否確認/一斉通報」をいいます。

第5条(本サービスの種類)

- 1. 本サービスで提供されるサービスメニューは、別紙 1「Biz 安否確認/一斉通報 サービスメニュー」に定めるとおりとします。
- 2. 本サービスで提供されるサービスの機能仕様は、「Biz 安否確認/一斉通報サービス仕 様書」に定めるとおりとします。
- 3. 契約者は、本サービスの全部または、一部を選択して利用することができます。
- 4. 本サービスは、設備・回線を共有するサービスであり、通信速度・品質が通信環境・ 利用状況等によって変化し得るベストエフォート型のサービスです。
- 5. 当社は、必要に応じて本サービスの内容(別紙に定めるサービスメニュー、Biz 安否確認/一斉通報サービス仕様書に定めるサービス仕様等)を変更することができるものとします。なお、別紙に定めるサービスメニュー、Biz 安否確認/一斉通報サービス仕様書に定めるサービス仕様に変更が生じた場合は、契約者に対し、第24条(契約者に対する通知)に定める方法又はその他の適切な方法により周知します。

第1条~3条(略)

第4条(定義)

(1)「本サービス」とは、当社が契約者に対し、本規約に基づき使用を許諾する次号に定める設備を使用して、「Biz安否確認/一斉通報 利用規約」に定める機能を提供する当社の「Biz安否確認/一斉通報」をいいます。

第5条(本サービスの種類)

- 1. 本サービスで提供されるサービスメニューは、別紙 1 「Biz 安否確認/一斉通報 サービスメニュー」に定めるとおりとします。
- 2. 契約者は、本サービスの全部または、一部を選択して利用することができます。
- 3. 本サービスは、設備・回線を共有するサービスであり、通信速度・品質が通信環境・ 利用状況等によって変化し得るベストエフォート型のサービスです。
- 4. 当社は、必要に応じて本サービスの内容(別紙に定めるサービスメニュー、その他Biz 安否確認/一斉通報のサービス仕様)を変更することができるものとします。 なお、別紙に定めるサービスメニュー、その他Biz 安否確認/一斉通報のサービス 仕様に変更が生じた場合は、契約者に対し、第25条(契約者に対する通知)に定める方法又はその他の適切な方法により周知します。

項番2の削除

第6条~第7条(略)

第6条~第7条(略)

第8条 (利用の申込)

(略)

2. 当社が利用申込を審査、承認した場合に、本規約の規定を内容とする本サービスの利用契約が、契約者と当社との間で成立するものとします。契約者と当社との間で別段の合意がない限り、第10条(IDおよびその他の設定値のご利用内容のご案内の送付)に従い、当社から契約者に送付されるご利用内容のご案内に記載された利用開始日を契約日とします。

(略)

第9条~第26条(略)

第27条(当社の知的財産権)

1. 本サービスの提供に関連して、当社が契約者に貸与または提示するソフトウェア等のプログラムまたは物品(本規約、本サービスの仕様書、取り扱いマニュアル等を含む)(以下、「提供物」といいます。)に関する著作権(著作権法第27条および、第28条の権利を含む)、および著作者人格権(著作権法第18条から第20条の権利をいう)、ならびにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的財産権は、当社または正当な権限を有する者に帰属するものとします。

第8条 (利用の申込)

(略)

2. 当社が利用申込を審査、承認した場合に、本規約の規定を内容とする本サービスの利用契約が、契約者と当社との間で成立するものとします。契約者と当社との間で別段の合意がない限り、第10条(IDおよびその他の設定値の登録完了通知書)に従い、当社から契約者に送付されるご利用内容のご案内に記載された利用開始日を契約日とします。

(略)

5. 本サービス「アカデミックプラン」の申し込み受付は、学校法人、その他当社が認めた者 に限ります。

項番5の追加

第9条~第26条(略)

第27条(当社の知的財産権)

1. 本サービスの提供に関連して、当社が契約者に貸与または提示するソフトウェア等のプログラムまたは物品(本規約、取り扱いマニュアル等を含む)(以下、「提供物」といいます。)に関する著作権(著作権法第27条および、第28条の権利を含む)、および著作者人格権(著作権法第18条から第20条の権利をいう)、ならびにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的財産権は、当社または正当な権限を有する者に帰属するものとします。

仕様書に関する記述の削除

第28条(略)

第28条(略)

第29条(守秘義務)	第29条(守秘義務)
(略)	(略)
2. 契約者は、本サービスの利用により知り得た当社の販売上、技術上またはその他の業務上	1. 契約者は、本サービスの利用により知り得た当社の販売上、技術上またはその他の業務上
の秘密(本規約の内容、本サービスの仕様書、取扱いマニュアル等を含む)を本サービス	の秘密(本規約の内容、取扱いマニュアル等を含む)を本サービスの利用のためにのみ使
の利用のためにのみ使用するものとし、当社の承諾なしに第三者に公表または漏洩しな	用するものとし、当社の承諾なしに第三者に公表または漏洩しないものとします。
いものとします。	
	仕様書に関する記述の削除
第30条(本サービス提供に係る当社の責任)	第30条(本サービス提供に係る当社の責任)
1. 当社は、正常な動作環境の下で、本サービスがその機能仕様に合致して動作しない場合、	1. 当社は、正常な動作環境の下で、本サービスがその機能仕様に合致して動作しない場合、
補修する最善の努力をするものとします。ただし、合致しない原因が仕様書・取扱いマニュア	補修する最善の努力をするものとします。ただし、合致しない原因が取扱いマニュアル等の記
ル等の記述内容の不正確・不明瞭等に起因する場合は、当該記述内容を補修するものとしま	述内容の不正確・不明瞭等に起因する場合は、当該記述内容を補修するものとします。
す。	
	仕様書に関する記述の削除
第30条の2~第35条(略)	第30条の2~第35条(略)
第36条 (規約終了後の処理)	第36条 (規約終了後の処理)
1. 本サービスの利用契約が期間満了または解約により終了した場合は、契約者は、本サービ	1. 本サービスの利用契約が期間満了または解約により終了した場合は、契約者は、本サービ
ス用設備を一切使用できないものとし、当社から提供された一切の物品(本規約、本サー	ス用設備を一切使用できないものとし、当社から提供された一切の物品(本規約、取扱い
ビスの仕様書、取扱いマニュアル等を含む)を直ちに当社に返還するかまたは廃棄するこ	マニュアル等を含む)を直ちに当社に返還するかまたは廃棄することとします。
ととします。	

第37条~第38条(略)

仕様書に関する記述の削除

第37条~第38条(略)

附 則 (2021年8月24日 APS2サ 00818033号)
(実施期日)
この改正規定は、2021年8月27日から実施します。